

新たな認証評価機関の構築に向けて

認証評価の理念・基準・組織

公立大学改革支援・評価研究センター／2018・04^{D4}

1 新たな認証評価の理念

■ 新たな認証評価構想までの経緯

公立大学を会員校とする大学団体である公立大学協会は、第1期の認証評価制度の成果と課題を検討するために、平成24年度に「公立大学の質保証に関する特別委員会」を設置し、新たな機関の構想を含め、公立大学が社会から信頼を得られるための評価のあり方の検討を開始しました。

その後、検討は同協会内に設置した、「公立大学政策・評価研究センター」(H25～H27年度)、「公立大学改革支援・評価研究センター」(H28年度～)に引き継がれ、このたび同センターが独立機関化したことを受けて、認証評価機関の設立に関する申請に至りました(図1)。

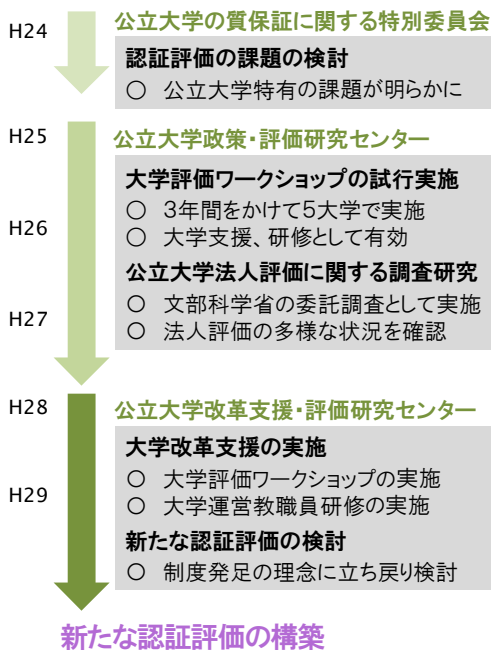


図1 これまでの経緯

■ 新たな認証評価の理念

中央教育審議会(2002)「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(答申)は、認証評価制度発足時の基本的な考え方について、次のように述べています。

「…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機

関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、**大学がその活動に応じて多角的に評価を受けられるようにすることが重要である。**」

こうした認証評価制度創設時の考えに立ち戻ると同時に、社会や設置主体から信頼される存在として、質保証を実施していくことの第一義的な責任を有している大学側の決意を踏まえ、新たな認証評価の理念づくりを行いました。

そこでは、大学支援を目的に試行を重ねてきた「大学評価ワークショップ」の経験を活かした大学改革の推進、さらには法人評価や分野別評価等の積極的活用による評価の機能化についても、十分に配慮を行いました。(図2)。

1 社会からの信頼を獲得できる厳格な評価

- ① 情報公表の徹底による、厳格な評価
定員充足率、退学率、財務状況等についても徹底して公表
- ② 評価の見える化で社会からの理解を深化
説得性・明示性に重点を置いた、共通評価フォーマットを採用
- ③ ステークホルダーに開かれた評価
地域の様々な関係者が参画できる評価審査会の設定

2 大学改革を推進する評価

- ① 内部質保証活動をドライブさせる評価
助言と指導を組み込み大学の内部質保証活動を改革・支援
- ② 対話的な協働システムによる評価プロセス
リスクの高いポイントを押さえたピアレビューにより形成的に評価
- ③ 大学構成員の参画と意識改革を促す仕組みづくり
全学研修と評価への参画の機会を設定し、意識改革を徹底

3 評価制度間の連携による評価の機能化

- ① 法人評価の教育研究評価との相互活用
法人評価と認証評価を相互に補完的に活用
- ② 法人評価に活用しやすい評価資料を提供
地方独立行政法人法第79条に法定された「踏まえる」を実質化
- ③ 専門分野別評価等も積極的に活用
多角的な評価で評価結果の信頼性を強化

図2 新たな認証評価の理念

2 評価基準と実施方法

■ 3つの評価基準による参加型評価

これらの理念の下で、新たに構想する認証評価の評価基準を、評価方法別に3つの基準において定めました。

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性の保証を支援する観点から評価します。内部質保証については、評価事項のうち「**チ** 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」を、特に重点的に評価します。

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価します。内部質保証については、教育研究の水準の向上に関し有効に機能しているか評価します。

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学が行う特色ある教育研究について、その進展を支援する観点から評価します。内部質保証については、特色ある教育研究の進展に関し有効に機能しているか評価します。



写真:基準3の原型となった「大学評価ワークショップ」の取組み(岡山県立大学)

■ 評価項目

こうした基準を設定した上で、他の評価機関で評価基準とされてきた「評価項目」については、認証評価に関する「細目省令」第1条第2項第1号に定められた事項を、基準1の下位において定めます。

評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

■ 標準フォーマット(点検評価ポートフォリオ)

これらの評価基準と評価項目に対し、大学の自己点検・評価結果を、社会に対して「見える化」して示すための様式「点検評価ポートフォリオ」を用意し、基準1については、評価項目それぞれに対し、見開き2頁を割り当てます(図3左下)。

左頁には、自己点検・評価の結果など内部質保証活動の状況について、重点事項以外は簡潔に示します。右頁には示された関係法令のリストに、公表情報へのリンクを示します。

質保証に関する重要な公表情報を、外部から容易にたどりつづることができるように整理することにより、法令適合性が確認・保証されます。

■ リスクアプローチ型による的確な評価

点検評価ポートフォリオでは、大学の自律的な自己点検・評価を尊重するために、評価すべき詳細な観点は強調されません。評価の実施にあたっては、ピアレビューアーに蓄積された評価経験を踏まえて、問題となりやすい点を重点的に評価するいわゆるリスクアプローチ型評価を行います。

評価結果は、主に大学の取組みの優れた点や改善を要する点を列挙した上で、大学改革のための組織学習を促すための助言で構成します。その上で、大学がその法令適合性、内部質保証活動の適切性を社会に対し保証していることを厳格に確認し、認証評価機関として評価結果を示します。

■ 評価の信頼性の確保(フィードバック・ノート)

新たな認証評価では、評価基準を大綱化し、大学の質保証の責任を大学の内部質保証活動に委ねることから、評価の質を保証する自己改善システムを構築します。

まず、新たな認証評価に想定される課題をあらかじめ整理します。その上で、評価実施で得られた、大学におけるリスクポイントや評価方法の工夫等に関する情報を定められた記入様式に整理・蓄積し、逐次、評価者等に提供します。この仕組み全体を「フィードバック・ノート」と呼び、自己改善システムとして機能させることで、評価の信頼性を担保します。

フィードバック・ノートの構成

- 1 評価方法等に関する点検評価(実施要項)
- 2 評価方法等に関する点検評価(記入様式)
- 3 大学関係法令一覧
- 4 認証評価関係法令一覧
- 5 各評価機関の基準及び観点(第2巡目まで)

■ 大学支援型の評価プロセス

それぞれの大学に対し認証評価を開始するに先立って、大学の構成員に対し内部質保証活動への主体的な参加を促すための「大学質保証研修」を実施します。

評価のプロセスにおいては、法令適合性の担保、大学の教育研究の水準の向上、特色ある教育研究活動の進展等について一覧できるポートフォリオが作成されることで自大学の内部質保証の取組みが整理されます(図3・図4)。

評価者は必要に応じ助言を行いながら、書面評価、実地調査へと評価を進め、評価結果を出すまでプロセス全体を通じて、大学の質保証活動を支援します。

■ 評価制度間の連携

評価制度間の連携の一例として、公立大学法人評価において「認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる」とされ、異なる目的・趣旨を有する評価の「接合」が法定されています。現時点までで、どのように「踏まえる」かについて、明確な指針や判断が得られてはいませんが、相互の資料の活用やシステム化により、評価間の連携のモデルが形成されることが期待されます(図5に例示)。

同様に、専門分野別の評価とも積極的に連携し、評価の機能化をはかります。こうした評価制度間の連携のあり方についてもフィードバック・ノートで点検することになります。

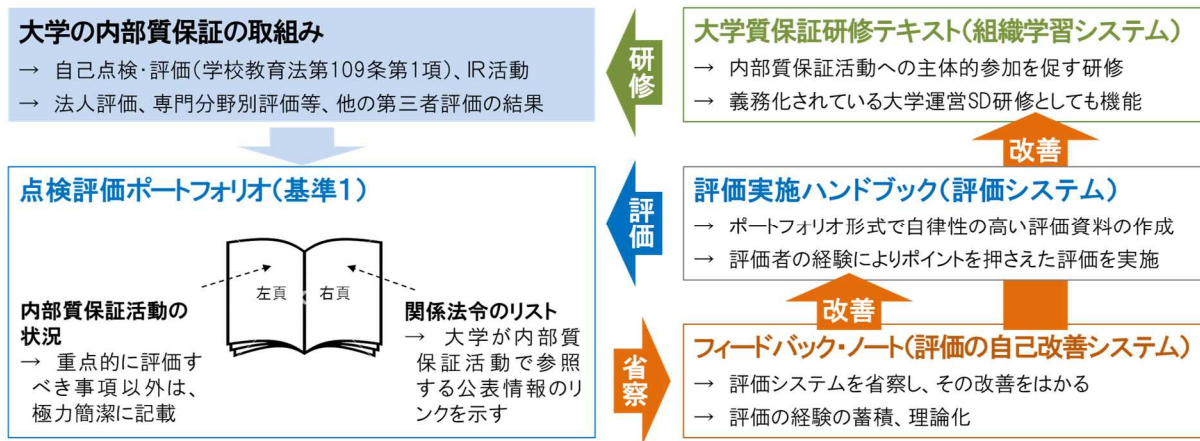


図3 点検評価ポートフォリオ(基準1)のイメージと評価システム

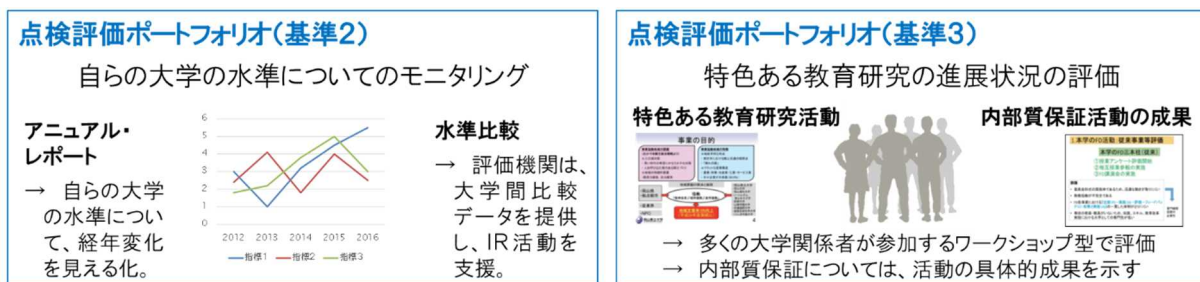


図4 点検評価ポートフォリオ(基準2・基準3)のイメージ



図5 法人評価、認証評価、自己点検・評価活動等の関係(例示)

3 新たな認証評価のための組織

■ 認証評価機関としての独立団体化

先に触れた通り、これまで公立大学協会内において、公立大学改革を支援するための事業を実施してきた「公立大学改革支援・評価研究センター」の機能をさらに高めるとともに、評価機関となった場合の独立性をあらかじめ確保するために、その組織を独立団体化しました。

センターには、外部の有識者も運営に加わり、これまで以下の事業に取り組んできましたが、今後は認証評価機関としての事業に集中をはかることになります。

① 公立大学の改革支援事業

- 大学の質保証活動を支援(大学評価ワークショップ)
- 大学運営教職員研修を支援(50大学以上で実施)

② 認証評価に関する研究等

- 特色ある新たな認証評価システムの開発
- 試行評価で評価システムのフィージビリティの確認

■ フィージビリティ調査と認証申請

センターでは、認証評価に関する研究をさらに進め、評価システムとしてのフィージビリティについて、以下に示す最終的な調査を進め、認証申請を行いました。その際は、センターが数年間にわたり試行してきた評価の取り組みや、法人評価の調査研究における知見を十分に踏まえました。

① 評価方法の妥当性の確認

認証評価における評価観点のポイント(大学基準協会)

大学基準協会 佐々木民夫 大学評価企画立案委員会委員

認証評価における評価観点のポイント(大学改革支援・学位授与機構)

大学改革支援・学位授与機構 近藤倫明 大学機関別認証評価委員会委員

認証評価における評価観点のポイント(日本高等教育評価機構)

日本高等教育評価機構 清水一彦 大学評価判定委員会委員

法人評価の評価観点のポイントと認証評価との接続

東京都地方独立行政法人評価委員会 吉武博通 前公立大学分科会長

② 書面調査・実地調査の試行的実施

名寄市立大学(2018年2月～3月)

※ 他大学においても調整が得られれば順次実施

③ 試行評価のための資料集の整備

1 評価実施ハンドブック

2 大学質保証研修テキスト

3 フィードバック・ノート

写真は調整中の資料

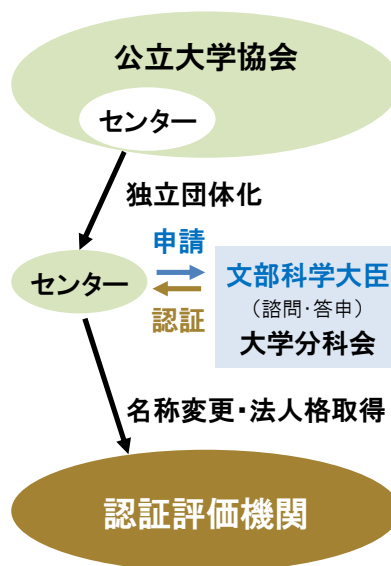
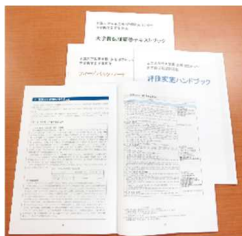


図6 今後の取組みの見通し

■ 認証評価の実施体制の確保

センターが、認証評価機関として認証が得られた後は、名称を相応しいものに変更し、法人格も取得します(図6)。その上で、新たな認証評価機関として事業を整理し、公立大学関係者だけではなく、他の多くの大学関係者が有する経験と知見を集約し、財政的な見通しも立てながら認証評価事業を開始します。

この際、評価を担う人材を新たな理念による評価の実施を通じ、着実に育成していかなければなりません。今後、こうした様々な課題のひとつひとつを乗り越えながら、認証評価機関としての経験を積み重ねていくことになります。

■ 組織の発展

新たな認証評価機関には、制度の趣旨と関係法令の下で、国際的にも信頼される評価システムが構築されなければなりません。

同時に、公立大学関係者等からは、評価機関の設立を通じて、地域に根差す大学の使命に即した大学改革拠点の形成を目指すことが求められています。我が国の大学の中でもとりわけ公立大学等については、その改革を伸展させるための中間団体の存在が弱いと指摘されています。この認証評価機関についても、公立大学はもとより、我が国の大学等の発展のための組織として、多くの大学を会員とし、その構成員の積極的な参画による活動の発展が求められます。